

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二五〇号

二 検査済証番号

平成二十八年五月十九日

川建セ第二八〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千七百十七番一、三千七百十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二丁目八番七号グリーンマンション一〇五

大木 茂、大木 久枝